

# 重要事項説明書

指定地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「第1号通所事業」という。）の提供にあたり、介護保険法に関する条例等に基づいて、佐賀ユートピア（以下「当事業所」という。）がお伝えすべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業経営主体

法人主体名	社会福祉法人たちばな会
法人主体所在地	佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 1354 番地 1
設立年月日	昭和 48 年 7 月 25 日
代表者職名	理事長
代表者氏名	熊 巖
電話番号	0954-66-6161

## 2. 事業所概要

事業所の名称	佐賀ユートピア
事業所の所在地	佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 1858-1
開始年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所番号	地域密着型通所介護（4190700148） 第1号通所事業（4170700431）
管理者氏名	境 文仁
電話番号	0954-66-2700
事業所実施地域	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡白石町、藤津郡太良町

## 3. 事業の目的と運営方針

### (1) 目的

事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者が要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。

## (2) 運営方針

従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行います。

1 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

2 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 利用定員 18名

## 5. 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日（但し、12月29日から1月3日までは休業とします。）
営業時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時15分

## 6. 利用料金

利用者からいただく料金は、介護保険法による介護報酬の告示上の額で、原則として基本報酬の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。別紙「サービスご利用料金表」をご参照ください。

## 7. 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名

生活相談員	生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことが出来るよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。	1名以上
看護職員	看護職員は、健康チェック並びに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに機能訓練指導員を兼務する。	1名以上
介護職員	介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。	2名以上

## 8. 相談、要望、苦情等の窓口

虐待を防止するために、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これをすみやかに解決するように努めます。

### (1) 事業所内相談窓口

役 職 氏 名	管理者 境 文仁
電 話 番 号	0 9 5 4 - 6 6 - 2 7 0 0
受 付 時 間	8時00分～17時00分

### (2) 事業所外相談窓口

<b>【市町村（保険者）の窓口】</b>	
1. 杵藤地区市町村圏組合 介護保険事務所	電話番号 0 9 5 4 - 6 9 - 8 2 2 2 受付時間 8時30分～17時
2. 武雄市地域包括支援センター	電話番号 0 9 5 4 - 2 3 - 9 1 3 5
3. 鹿島市地域包括支援センター	電話番号 0 9 5 4 - 6 3 - 2 1 2 0
4. 嬉野市役所塩田庁舎 (地域・高齢者福祉グループ)	電話番号 0 9 5 4 - 6 6 - 9 1 2 1
5. 嬉野市役所嬉野庁舎 (嬉野東部地域包括支援センター)	電話番号 0 9 5 4 - 4 2 - 3 3 0 6

6. 白石町地域包括支援センター	電話番号 0952-84-7117
7. 太良町地域包括支援センター	電話番号 0954-67-0718
<b>【公的団体の窓口】</b>	
1. 佐賀県国人健康保険団体連合会	電話番号 0952-26-1477 受付時間 8時30分～17時
2. 佐賀県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 0952-23-2151 受付時間 8時30分～17時

## 9. 緊急時の対応

利用者に容体の変化など、緊急の事象が生じた際には、家族、居宅介護支援事業者、主治医、市町村、並びにその他関係機関等へ速やかに連絡・対応等いたします。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族、居宅介護支援事業者、市町村、並びにその他関係機関等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に関してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止に努めます。

## 11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	実施方法	意見箱（玄関入り口に設置） ※毎月最終営業日に確認
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし		

## 12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する受付担当者	管理者 境 文仁
---------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止規程を整備しています。
- (4) 利用者及び代理人の請求に応じ、いつでも虐待防止規程を開示します。
- (5) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。通報先は重要事項説明書8項（2）の「事業所外相談窓口」を参照ください。
- (8) 虐待を未然に防止するために、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これをすみやかに解決するよう努めますので、気になることがある場合は、職員にお気軽にご相談ください。

### 13. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を整えるためハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 利用者・家族との信頼関係のもと、介護サービスを継続して円滑に提供していくために、以下の点についてご協力をお願いいたします。
  - 1 身体的暴力の禁止（ものを投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - 2 精神的暴力の禁止（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、貶めたりする行為）
  - 3 セクシャルハラスメントの禁止（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為）

上記は当法人職員、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、必要に応じハラスメント防止対策委員会を招集します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- (4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

### 14. 非常災害対策

事業者は非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

#### 15. 非常災害時の業務継続に向けた取り組み

事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、サービスが継続的に提供できる体制を整備するとともに以下の取り組みを行います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画を整備しています。
- (2) 防災計画を整備しています。
- (3) 自然災害発生時における業務継続計画を整備しています。
- (4) 職員に非常災害時の業務継続に向けた取り組みのための研修を行います。
- (5) 火災訓練は年2回、その他非常災害に関する訓練は年1回以上行います。

(別紙 1)

## 佐賀ユートピア

### 地域密着型通所介護 サービスご利用料金表

(単位 :

円)

サービス提供時間	介護度	利用料金 (1日)			入浴加算 (1回)	サービス提供体制強化加算 (1日)
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合		
3時間以上 4時間未満	要介護1	416	832	1,248	40(1割) 80(2割) 120(3割)	
	要介護2	478	956	1,434		
	要介護3	540	1,080	1,620		
	要介護4	600	1,200	1,800		
	要介護5	663	1,326	1,989		
4時間以上 5時間未満	要介護1	436	872	1,308		加算(Ⅰ) 22(1割) 44(2割) 66(3割)
	要介護2	501	1,002	1,503		
	要介護3	566	1,132	1,698		
	要介護4	629	1,258	1,887		
	要介護5	695	1,390	2,085		
5時間以上 6時間未満	要介護1	657	1,314	1,971		加算(Ⅱ) 18(1割) 36(2割) 54(3割)
	要介護2	776	1,552	2,328		
	要介護3	896	1,792	2,688		
	要介護4	1,013	2,026	3,039		
	要介護5	1,134	2,268	3,402		
6時間以上 7時間未満	要介護1	678	1,356	2,034	加算(Ⅲ) 6(1割) 12(2割) 18(3割)	
	要介護2	801	1,602	2,403		
	要介護3	925	1,850	2,775		
	要介護4	1,049	2,098	3,147		
	要介護5	1,172	2,344	3,516		
7時間以上 8時間未満	要介護1	753	1,506	2,259		
	要介護2	890	1,780	2,670		
	要介護3	1,032	2,064	3,096		
	要介護4	1,172	2,344	3,516		
	要介護5	1,312	2,624	3,936		

\* 介護保険法第49条第2項、又は第59条第2項の規定により、政令で定める所得の額以上の方については、2割負担または3割負担の料金になります。

\* 昼食を食べられた方は、1食毎に別途500円がかかります。

\* 介護職員等処遇改善加算として介護サービス利用料金に8.0%が加算されます。

\* 状況により、その他の負担が発生する場合があります。なお、当該その他の負担金については、負担の発生に掛った経費相当分の金額を加算して頂く場合もあります。

- \* 交通費については、通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。
- \* 上記以外の地域の方は、徴収させていただくことがあります。

(別紙2)

## 佐賀ユートピア

### 第1号通所事業 サービスご利用料金表

(単位：円)

	利用料金		サービス提供体制強化加算 (1月)	
	事業対象者 要支援1	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	1,798 (1月)	加算(Ⅰ)
			加算(Ⅱ)	72
			加算(Ⅲ)	24
事業対象者 要支援2	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	3,621 (1月)	加算(Ⅰ)	176
			加算(Ⅱ)	144
			加算(Ⅲ)	48

- \* 介護保険法第49条第2項、又は第59条第2項の規定により、政令で定める所得の額以上の方については、2割負担または3割負担の料金になります。
- \* 昼食を食べられた方は、1食毎に別途500円かかります。
- \* 介護職員等処遇改善加算として介護サービス利用料金に8.0%が加算されます。
- \* 状況により、その他の負担が発生する場合があります。なお、当該その他の負担金については、負担の発生に掛った経費相当分の金額を加算して頂く場合もあります。
- \* 交通費については、通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。
- \* 上記以外の地域の方は、徴収させていただくことがあります。